

【補足】「熱中症対策に資する現場管理費率の補正」の試行に関するQ&A

令和元年 7月 12日 技術管理係作成

令和2年 2月 3日 一部改正

令和3年 3月 8日 一部改正

Q&A 1 備考：R010712 作成

Q 夜間工事は対象となるのか。

A 対象工事となる。作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合に補正を行う。

Q&A 2 備考：R010712 作成

Q トンネル工事は対象となるのか。

A 対象工事となる。トンネル工事は坑内作業であるが、外気温の影響を受け、屋外作業と同様に熱中症対策等が必要と考えられるため。

Q&A 3 備考：R010712 作成

Q 施工箇所点在の取扱いは

A 対象工事とする。なお、細分化した工事箇所ごとに現場管理費を算出することから、点在する箇所毎に補正を行うこととする。

Q&A 4 備考：R010712 作成

Q 計測方法について、環境省が公表する暑さ指数（WBGT）を使用する場合は、どの地点の指数を用いればよいか。

A 「環境省HP＞暑さ指数（WBGT）＞各地点＞過去の気象データ検索」に掲載されている施工現場から最寄りの地点のデータを参照。

Q&A 5 備考：R010712 作成

Q 計測方法について、「施工現場から最寄りの気象庁の地上・地域気象観測所の気温を用いること」を標準とされているが、最寄りの地上・地域気象観測所は隣県でもよいのか。

A 隣県の気象観測所の観測データを用いることは可能であるが、あくまでも最寄りの気象観測所の所在地が県内の気象観測所よりも近い場合である。

Q&A 6 備考：R010712 作成

Q 施工現場から最寄りの気象観測所等と施工現場の環境条件が異なる場合は、どのように対応するのか。

A 試行要領4「気温の計測方法」に基づき対応していただきたい。

Q&A 7 備考：R010712 作成

Q 計測方法について、気象観測所や環境省の公表する地点により難しい場合には、気象業務法に基づいた計測結果によるとあるが、具体的にどんな計測方法か。

A 開けた平らな土地に、百葉箱もしくは通風筒を高さ12mに設置し、ガラス製温度計や電気式温度計などを取り付け計測するものである。詳細については、気象庁の「気象観測の手引き」を参考にしていきたい。
 なお、これら準備にかかる費用は受注者の負担によるものとする。

Q&A 8 備考：R010712 作成

Q 試行要領にて、工事完了後、受注者は「計測結果資料と真夏日日数算定書を提出すること」とあるが、どのような資料のことをいうのか

A 計測結果資料とは、施工計画書に記載された計測結果の報告方法による資料のことをいう（例えば、気象庁の計測結果を用いる場合、気象庁のホームページからダウンロードした気象データなど）。この資料は、真夏日日数を把握するための資料となるため、「真夏日日数算定書」に添付すること。

Q&A 9 備考：R010712 作成

Q 工期には準備期間を含めるが、準備期間には施工計画書の作成等の室内作業があるが、これらも含めるのか。

A 施工計画書の作成にあたっては、現地確認や事前測量、現場事務所の設置など屋外作業を実施することから、対象日数に含まれる。

Q&A 10 備考：R010712 作成

Q 繰越等により工期を延長した場合、真夏日率の工期の取扱いは。

A 現場管理費への補正は変更契約にて対応するため、当初工期ではなく、延長した工期をもとにして補正值率等を算定する。

Q&A 11 備考：R010712 作成

Q 既契約工事における「基準日」の決定方法は

A 「基準日」とは、既契約工事において、“工期期間中の真夏日日数”のカウントを開始する日であり、工期の始期あるいは協議日など受発注者の協議によるものとする。

Q & A 12		備考：R010712 作成
Q	観測データが欠側した場合、この期間の日最高気温を確認する方法は。	
A	最寄りの観測所のデータが欠側した場合には、該当日の過去10年の最高気温平均値を採用する。	

Q & A 13		備考：R010712 作成
Q	発注者は、各現場にて熱中症対策の試行をどのように把握すればよいか。	
A	熱中症対策を施した現場写真により確認する。	

Q & A 14		備考：R020203(追加)
Q	“工期期間中の真夏日”について、土・日及び祝日、現場作業のない平日も対象か。	
A	対象である。なお、試行要領に記載される以下の期間については、対象外である。 (工期の対象外) ①年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、②8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、③工場製作のみ実施している期間、④工事一時中止している期間、⑤余裕期間は含まない。	

Q & A 15		備考：R020203(追加)
Q	工期の終期について、予定よりも早く工事完了した場合、工事完了日を終期としてもよいのか。	
A	変更契約にて工期を変更しない場合は、受発注間において、現場での後片付け期間を含む全ての作業が完了する日を協議し、打合簿を交わした上で、終期を決定するものとする。	

Q & A 16		備考：R030308(追加)
Q	試行要領4(2)イの「工事現場を代表する1地点」とはどこか。	
A	現場事務所付近で工事の支障とならない十分なスペースが確保された地点をいう。ただし、現場事務所が工事現場付近に設置されていない場合は、監督員と協議の上決定するものとする。	

Q&A 17	備考：R030308(追加)
Q	試行要領4(2)の「工事現場の標高」とはどの地点の標高か。
A	現場内人力作業(材料検収等を含む。)を行う最も標高が低い地点をいう。なお、標高は契約図面から求めるものとし、これにより難しい場合は、監督員と協議の上決定するものとする。

Q&A 18	備考：R030308(追加)
Q	「熱中症対策に資する現場管理費率の補正」と、「現場環境改善費における『避暑(熱中症防止)』」の使い分けはどのように考えればいいか。
A	<p>それぞれ、対象としている項目が異なる。</p> <p>「<u>熱中症対策に資する現場管理費率の補正</u>」では<u>現場管理費</u>に係る内容について対象としており、主に作業員個人に対する対策費である。</p> <p>具体例：塩飴、経口補水液等効果的な飲用水、空調服、熱中症対策キット 等</p> <p>「<u>現場環境改善費『避暑(熱中症防止)』</u>」では<u>共通仮設費</u>に係る内容について対象としており、現場の施設や設備に対する熱中症対策費である。</p> <p>具体例：日よけテント、遮光ネット、大型扇風機、ミストファン 等</p>